

特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会
安全管理者の認定および登録に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会（以下、協議会という）定款第5条第1項第2号の定めるところにより、自然体験活動における安全管理者の認定および登録に関する事項を定める。

(安全管理者の分類)

第2条 この規程で認定する安全管理者は、以下の2種類とする。

- ① 組織の安全管理者は、自然体験活動リスクマネジャー（以下、リスクマネジャー）とする。
- ② 組織が主催・主管する各事業の安全管理者は、自然体験活動リスクマネジメントディレクター（以下、リスクマネジメントディレクター）とする。

(安全管理者の定義)

第3条 この規程における安全管理者の定義は、下記の通りとする。

- ① リスクマネジャー
組織のリスクマネジメント計画を策定・実行し、リスクマネジメントの指示、管理すると共に、有事後の組織における全般的な危機に対応する。
- ② リスクマネジメントディレクター
組織のリスクマネジメント計画に基づき、各事業のリスクマネジメントを行うと共に、活動現場における緊急事態に対し、組織のマニュアルに基づき対応する。

(安全管理者の業務)

第4条 この規程における安全管理者の業務は、下記の通りとする。

- ① リスクマネジャー
 - (1) 組織のリスクマネジメント計画を策定し、実行する。
 - (2) 安全管理マニュアル（運行規定/緊急時マニュアル/緊急時連絡先等）を作成、管理し、必要に応じて、修正、更新する。
 - (3) スタッフの安全教育カリキュラムを策定し、実施する。
 - (4) 安全管理に関する最新の情報を収集し、リスクマネジメント計画を更新する。
 - (5) 組織及び事業の安全管理を内部/外部評価し、リスクマネジメント計画を改善する。
 - (6) 有事のときに（危機計画/危機からの回復計画）を策定し、実行する。
 - (7) 適切な保険（スタッフ/事業体/乗物等）に加入する。
 - (8) 事故報告やヒヤリハット事例を収集、分析し、再発防止の対策を講じる。
 - (9) 組織の法務/許認可を管理する（ただし別に法務管理者いる場合にはその限りではない）
 - (10) 必要に応じて安全管理に関する組織を設置する。
 - (11) その他リスクマネジャーの役割に必要なこと。
- ② リスクマネジメントディレクター
 - (1) 組織の安全管理マニュアルに基づき、各事業を実施、監督する。
 - (2) スタッフと情報交換を行い、事業の安全管理に努める。
 - (3) 事業の事故及びヒヤリハット事例をリスクマネジャーに報告、分析する。
 - (4) 緊急事態に対し、組織のマニュアルに基づき対応する。
 - (5) 必要に応じてリスクマネジャーと協議のもと、安全管理マニュアルの修正、提案する。
 - (6) 安全管理マニュアルに指示ない事項について、活動現場で適切な判断を行う。
 - (7) その他リスクマネジメントディレクターに必要なこと。

第2章 認定

(安全管理者の認定要件)

第5条 次の各項に該当する者を安全管理者として認定することができる。

- 1 リスクマネジャーは、「リスクマネジメントディレクター」資格を有する者で、協議会が公認する「リスクマネジャー養成講習会」を受講し、試験に合格した者とする。
- 2 リスクマネジメントディレクターは、組織において、自然体験活動事業のディレクター経験が書面により確認され、かつ、組織代表もしくはリスクマネジャーが推薦した者で、協議会が主催する「リスクマネジメント講習会」または協議会の定めた「カリキュラム」の基準を満たしていると認定された他団体が主催する「リスクマネジメント（安全）講習会」を修了した上で、協議会が公認する「リスクマネジメントディレクター養成講習会」を受講し、試験に合格した者とする。
- 3 試験の合否判定と認定審査は、事業委員会がその業務を行う。

(認定の取り消し)

第6条 協議会は、試験合格者が、各養成講習会の受講条件を満たしていないことが発覚した場合、認定を取り消すことができる。

(講習会の主催者)

第7条 各養成講習会は、原則として、以下の者が主催することができる。

- ① 「リスクマネジャー養成講習会」は、協議会が主催する。
- ② 「リスクマネジメントディレクター養成講習会」は、協議会及び、協議会が委嘱する団体が主催することができる。

(養成講習会の講師)

第8条 養成講習会の講師は別に定める基準に従い、事業委員会が選考し、協議会が委嘱する。

第3章 登録および更新

(リスクマネジャー及びリスクマネジメントディレクターの登録および更新)

第9条 リスクマネジャー及びリスクマネジメントディレクターは、事業委員会で承認された者が登録できる。

- 2 登録および更新の手続きは、別に定める。
- 3 登録有効期間は3年間とする。

(資格の停止および取り消し)

第10条 各資格は、以下の通り停止、取り消される。

- ① 更新講習に参加せずに、3年が経過した場合、資格は停止される。
- ② 資格停止中に、更新講習を受講することにより、資格の停止期間を含め、3年間延長される。
- ③ 資格が停止され、3年が経過した場合、資格は取り消される。

(登録の終了)

第11条 次の事項に該当する場合、登録は終了するものとする。

- ① 第10条の定めにより、資格が取り消されたとき。
- ② 本人または本人が所属する組織より、書面もしくは電磁的方法による申し出があったとき。

第4章 雑則

(規程の改正)

第12条 本規程の改正は、理事会の審議を経て行うことができる。

第13条 本規程に基づく細則は別途設ける。

2 細則の変更については事業委員会の審議を経て行う。

付則

1 本規程は、平成24年5月31日より施行される。

平成24年5月31日制定

平成25年3月14日一部改訂

平成26年3月18日一部改訂

平成27年10月22日一部改訂

平成29年3月17日一部改訂

令和元年5月24日一部改訂